

## 泉崎村復興推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する復興推進計画（以下「復興推進計画」という。）の作成及び同条第9項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた当該復興推進計画（以下「認定復興推進計画」という。）の実施に関し必要な事項について協議するため、泉崎村復興推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 復興推進計画の作成（法第2条第3項第3号に規定する復興推進事業（以下「復興特区支援貸付事業」という。）に関する部分に限る。）及び認定復興推進計画の変更（復興特区支援貸付事業に関する部分に限る。）に関すること。
- (2) 法第11条第1項に規定する新たな規制の特例措置等（金融に関する事項に限る。）の提案に関すること。
- (3) 認定復興推進計画に位置付けられた復興特区支援貸付事業の実施に係る関係機関間調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項。

### (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等の職員をもって構成する。

- 2 村は、必要があると認めるときは、法第2条第3項に規定する復興推進事業を実施し、又は実施すると見込まれる者及び法第13条第3項各号に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 3 村は、法第13条第5項各号に掲げる者であって協議会の構成員でない者から自己を協議会の構成員として加えるよう申出があった場合は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

### (会長)

第4条 協議会に、会長を置き、会長は事業課産業グループ長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者が職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(協議結果の尊重)

第6条 会議において協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会の解散)

第7条 協議会を解散するときは、構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を事業課産業グループに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

泉崎村
復興特区支援貸付事業を行う金融機関
復興特区支援貸付事業の融資を受ける事業者